



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 9 1 号 令和 7 年 2 月 1 4 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
8 3	特定調達契約について一般競争入札に付する件	環境管理課
8 4	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	同
8 5	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
8 6	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
8 7	道路の供用を開始する件	高規格道路課

【 教 育 委 員 会 規 則 】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	

【 監 査 委 員 公 表 】

番 号	表 題	担当課名
1	定期監査の結果公表	
2	財政的援助団体等監査の結果公表	
3	定期監査結果報告に対する措置状況	

徳島県告示第八十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和七年九月三十日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和七年三月二十一日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県生活環境部環境管理課水質担当

電話　〇八八―六二一―二二七二

ファクシミリ　〇八八―六二一―二八四七

電子メール　kankyokanri.ka@pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一）受領期限

令和七年三月二十一日（金曜日）午前十一時

（二）提出場所

郵便番号　七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県生活環境部環境管理課水質担当

（三）提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一）日時

令和七年三月二十七日（木曜日）午前十一時

（二）場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁七〇七会議室

（三）入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の（一）に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

- (一) 受領期限
令和七年三月二十六日（水曜日）午後五時
- (二) 宛先
郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地
徳島県生活環境部環境管理課水質担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金 免除

5 入札の無効

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- (三) 記名のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札
- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- (八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県生活環境部環境管理課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

10 その他

詳細は、入札説明書に示す。

七 Summary

- 1 Nature and Quantity
High performance liquid chromatograph mass spectrometer 1 set
- 2 Time Limit of Tender
11:00 a.m. on March 27, 2025
- 3 Section in charge of contract
Environmental Management Division, Social Affairs and Environment
Department, Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2272
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Environmental Management Division, Social Affairs and Environment
Department, Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2272

徳島県告示第八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年二月十四日から

令和七年三月七日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

昼間足代土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	大西典昭	三好郡東みよし町足代六七四

徳島県告示第八十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年二月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬郡つるぎ町半田字青野二四の一、二四の二、二六、一一五、一一八、一二六、一四八、一六五、一九一の二、二〇二、三二八、三三三、三三五の一、三三五の二、字高清一七一の三、一七二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字青野二四の二・二六・一一五・一一八・一二六・一四八・一六五・一九一の二・二〇二・三三三・三三五の一・三三五の二・字高清一七二（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
268	野呂内三縄 停車場	三好市池田町白地井ノ久保九 二三番一地先から 同 四四番一地先まで 九	一三三・〇	令和七年二月十四日

徳島県教育委員会規則第一号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十四日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第五号中「期間が」を「期間（勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた病気休暇若しくは特別休暇（給与又は報酬が支給される場合を除く。）、介護休暇又は介護時間により勤務しなかった期間を除く。）が」に改める。

第十五条の五第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第二号中「百分の百四・五」を「百分の百二」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の五の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月14日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	眞貝浩司
同	古野司

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和6年10月10日から令和6年12月25日までの間に、別表に記載の50機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和5年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

(1) 収入証紙に関する事務で適切でないもの

＜南部総合県民局農林水産部 美波庁舎＞

収入証紙による収入手続において、消印がなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜南部総合県民局農林水産部 美波庁舎＞

収入証紙による収入手続において、収入証紙収納簿が作成されておらず、決裁権者の審査を受けないまま収納額が決定されている。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 超過勤務手当の支給で適切でないもの

< 東京本部 >

週休日の振替等に伴う超過勤務手当について、支給区分を誤っているものや支給できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3) 支出事務で適切でないもの

< 中央テクノスクール >

物品購入に係る事務において、決裁に関わる上司名の印鑑を購入の上、支払関係書類に押印し、支払等を行っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4) 契約事務で適切でないもの

< 精神保健福祉センター >

通信サービス利用契約において、予算成立前に契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 中央テクノスクール >

入札不調による随意契約において、予定価格を変更して契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 関西本部 >

委託契約において、契約締結日を誤った契約書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(5) 工事に係る事務で適切でないもの

< 南部総合県民局農林水産部 阿南庁舎 >

変更工事請負契約において、誤った積算単価により設計書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(6) 収入で未収となっているもの

< 南部こども女性相談センター >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	6,418,880円
令和 4 年度決算額	5,918,100円
増 減 額	500,780円

< 西部こども女性相談センター >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1,406,940円
令和 4 年度決算額	1,786,930円
増 減 額	379,990円

< 南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎 >

県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	105,889,024円
令和 4 年度決算額	100,138,023円
増 減 額	5,751,001円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1,632,880円
令和 4 年度決算額	1,676,880円
増 減 額	44,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	17,218,781円
令和 4 年度決算額	20,185,752円
増 減 額	2,966,971円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	8,350,740円
令和 4 年度決算額	8,733,660円
増 減 額	382,920円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1,821,691円
令和 4 年度決算額	1,831,691円
増 減 額	10,000円

< 西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 >

県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	39,476,343円
令和 4 年度決算額	41,884,402円
増 減 額	2,408,059円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1,964,960円
令和 4 年度決算額	1,967,960円
増 減 額	3,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	16,502,319円
令和 4 年度決算額	14,472,341円
増 減 額	2,029,978円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	3,769,422円
令和 4 年度決算額	3,972,022円
増 減 額	202,600円

別表

監 査 対 象 機 関
防災人材育成センター 食肉衛生検査所 動物愛護管理センター 自治研修センター 二十一世紀館 保健製薬環境センター 南部こども女性相談センター 西部こども女性相談センター 徳島学院 総合看護学校 精神保健福祉センター 発達障がい者総合支援センター 中央テクノスクール 南部テクノスクール 西部テクノスクール 東京本部 関西本部 西部家畜保健衛生所 阿南安芸自動車道用地推進センター 南部総合県民局地域創生防災部＜美波庁舎＞ 南部総合県民局地域創生防災部＜阿南庁舎＞ 南部総合県民局保健福祉環境部＜阿南庁舎＞ 南部総合県民局保健福祉環境部＜美波庁舎＞ 南部総合県民局農林水産部＜美波庁舎＞ 南部総合県民局農林水産部＜阿南庁舎＞ 南部総合県民局県土整備部＜阿南庁舎＞ 南部総合県民局県土整備部＜那賀庁舎＞ 南部総合県民局県土整備部＜美波庁舎＞ 南部総合県民局出納室 西部総合県民局地域創生観光部＜美馬庁舎＞ 西部総合県民局地域創生観光部＜三好庁舎＞ 西部総合県民局保健福祉環境部＜三好庁舎＞ 西部総合県民局保健福祉環境部＜三好保健所庁舎＞ 西部総合県民局保健福祉環境部＜美馬庁舎＞ 西部総合県民局保健福祉環境部＜美馬保健所庁舎＞ 西部総合県民局農林水産部＜美馬庁舎＞ 西部総合県民局農林水産部＜三好庁舎＞ 西部総合県民局県土整備部＜三好庁舎＞ 西部総合県民局県土整備部＜美馬庁舎＞ 西部総合県民局出納室 徳島中央警察署 徳島名西警察署 徳島板野警察署 鳴門警察署

監 査 対 象 機 関
小松島警察署 阿南警察署 牟岐警察署 阿波吉野川警察署 美馬警察署 三好警察署

図書館、博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館を含む。

徳島県監査委員公表第2号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年度の財政的援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。
令和7年2月14日

徳島県監査委員
鹿大福眞古
山西山貝野
公康正浩
弘生啓司司

- 1 監査基準
財政的援助団体等監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の対象
令和6年12月18日から令和7年1月28日の間に、別表に記載の13団体において実施した。
- 3 監査の着眼点
監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。
- 4 監査の実施内容
令和5年度における財政的援助等に係る出納その他の事務を対象とし、監査対象団体から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。
- 5 監査の結果
監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第3号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

< 公益財団法人徳島県建設技術センター >
単価契約において、単価等が変更したものについて不適切な事務処理をしているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要
公益財団法人e-とくしま推進財団	出資金
公益財団法人徳島県建設技術センター	出資金、公の施設の管理
特定非営利活動法人阿波農村舞台の会	公の施設の管理
公益財団法人徳島県国際交流協会	出資金
阿佐海岸鉄道株式会社	出資金
特定非営利活動法人大川原	公の施設の管理
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	出資金、公の施設の管理
公益財団法人徳島県福祉基金	出資金
公益財団法人徳島県農業開発公社	出資金
公益社団法人徳島森林づくり推進機構	補助金、貸付金、損失補償
公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金	出資金
亀井組グループ	公の施設の管理
公益財団法人徳島県暴力追放県民センター	出資金

徳島県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月14日

徳島県監査委員	鹿	山	公	弘
同	大	西	康	生
同	福	山	正	啓
同	眞	貝	浩	司
	古	野		司

監査結果の公表年月日		令和6年11月15日
監査の結果		講じた措置
(1) 超過勤務手当の支給で適切でないもの	<文化振興課> 週休日の振替等に伴う超過勤務手当について、支給区分を誤っているものや支給できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、とくしまマラソン業務に従事した職員の週休日の振替において、各職員が超過勤務手当について総務事務システムへ入力する際、勤務区分を週休日のまま変更しなかったこと及び総務事務システムへ入力漏れがあったことから、超過勤務手当の支給割合に誤り及び支給漏れが発生したものである。 今回の指摘を受け、超過勤務手当の支給誤り3件及び支給漏れ1件については、令和6年9月の月例報告で修正処理を行った。 また、監査対象年度の超過勤務手当について再点検を行い、指摘された事案とは別に、週休日の振替に伴う超過勤務手当支給の誤りを6件発見したため、こちらも令和6年9月の月例報告で修正処理を行った。 あわせて、給与担当者が会計課実施の「会計・契約実務研修」を受講し、受講内容を決裁権者も含め所属全体に周知共有するとともに、振替簿及び総務事務システムへの入力方法を周知した。また、振替簿、総務事務システムの入力内容の双方を突合した上で、決裁するよう各決裁権者に周知した。 今後は、同様の誤りが発生しないよう、組織的な確認を徹底し、適正な事務執行に努める。
(2) 交付金に関する事務で適切でないもの	<農林水産総合技術支援センター 経営推進課> 交付金の手続において、支出金額を誤っているものがある。今後、再発防止に向けて、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、農業者からの交付金の交付申請書に基づき、支出に係る会計事務手続を行う際、担当者が誤った金額を入力し、支出したものであり、担当者及び決裁権者の確認不足が原因である。 当該事案判明後、監査対象年度に支出した交付金関係書類を再点検し、同様の誤りがほかにはないことを確認している。 再発防止策として、支出金額の確認等、適切な会計事務手続について、

		所属内職員に対し周知徹底を図るとともに、決裁時には、支出事案ごとにチェックリストにより、担当者及び決裁権者が確認を行うこととした。 さらに、当該交付金の会計事務改善策として、支出負担行為決議書兼支出命令書の入力担当者と、交付対象者データベースシステムの入力担当者を分け、双方が支出金額を確認した後、決裁を開始することとした。 今後は、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認を徹底し、適正な事務執行に努める。
(3) 支出事務で適切でないもの	<海部病院> 資金前渡を行ったもので、支払完了後の精算手続きができていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、令和5年度に支払った資金前渡金が、所定の期間内に精算できていなかったものである。 事務局では、資金前渡金の精算事務を支出事務の担当職員1名のみで行っており、精算処理が完了したことをチェックする組織内の体制が不十分であった。 今回の指摘を受け、資金前渡を受けた者は支払が終わった後、直ちに証拠書類を提出し、精算報告を行うよう、所属職員に改めて周知徹底を図るとともに、精算手続漏れが発生しないよう、適正な事務処理について事務局内で確認し、共有した。 精算できていなかった48件の資金前渡については、資金前渡を受けた者から証拠書類を提出させ、全て適正に支払ができていないことを確認し、精算手続を完了した。 今後は、同様の事案が発生しないよう、精算処理の完了を出納担当がチェックするとともに、組織としての重層的な確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。
(4) 契約事務で適切でないもの	<管財課> 委託契約において、受託者の業務責任者等に変更があったにもかかわらず、特記仕様書に定める変更通知書の提出を受けなかった上に、その督促を怠っていたものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、委託契約において、受託者の業務責任者等に変更があったにもかかわらず、担当者及び決裁権者の認識が不足していたことから、特記仕様書に定める変更通知書の提出を受けなかった上に、その督促を怠っていたものである。 今回の指摘を受け、課内で問題を共有し、契約における特記仕様書の遵守をはじめ、契約事務の適正な執行について周知徹底を図った。また、再発防止策として、業務責任者の変更があった際には変更通知書の提出が必要な旨を受託者に伝えたことを、チェックリストにより決裁権者が確認することとした。 さらに、「内部統制リスク評価シート」に、「業務責任者等に変更があった場合、変更通知書が出されているか」を令和6年度から追加するとともに、契約事務所管課として、各所属に対し、契約事務の適正な執行について周知を行った。 なお、監査対象年度においては、同様の誤りがないことを確認している。 今後は、再発防止策を徹底し、同様の誤りが起きないように取り組む。

	< 労働雇用政策課 > 物品の賃貸借契約で、予算成立前に契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、タブレット及びモバイルデータ通信回線のセットレンタルを契約した際、予算成立前であったにもかかわらず、予算の執行行為となる見積徴収、業者決定、注文書の送付を行ったものであり、担当者、決裁権者とも、注文書承諾日をもって契約締結日となることの認識がないまま、手続を行ったことが原因である。 指摘を受け、今回の事例と合わせ、徳島県会計事務の手引き及び管財課通知「年度開始前の入札執行について」により職員への周知徹底を行った。 また、今後、新たな契約を締結する際には、担当者はもとより、担当リーダー及び副課長等による根拠規定や事務処理方法の確認を徹底することで再発防止を図る。 なお、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。 今後は、組織的なチェックを行い、適正な事務執行に努める。
	< サステナブル社会推進課 > 委託契約における契約方法の決定にあたり、検討が不十分なまま、随意契約をしているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、自然公園内における遊歩道周辺の枝落とし業務に係る契約において発生した。 当該業務は、作業内容や現場条件の特殊性から、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき随意契約の妥当性を決定したものである。しかしながら、その決定に至るまでに競争入札の可能性について検討した書類を残すべきであった。 事案判明後、発生の経緯や原因、再発防止策等について情報共有を図るとともに再発防止の一環としてリスク評価シートを改めて所属内に周知した。 なお、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。 今後は、起案時、決裁時において「手引き」や「マニュアル」と対照するなど、組織的な確認を徹底することで適正な事務執行に努める。
	< 感染症対策課 > 単価契約において、契約書の作成を省略できる場合に該当しないにもかかわらず、契約書を作成していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の緊急集配業務について、担当者が徳島県契約事務規則第3条に基づき「契約書を作成しなければならない」ことを認識していなかったことと、決裁ラインにおける確認不足が重なり、契約書の作成ができていなかったものである。 同じ内容の誤りはほかにはないことを確認しており、再発防止策として、所属全体において問題意識が共有されるよう、徳島県会計事務の手引きを活用して契約事務の再確認を行うとともに、徳島県契約事務規則についての認識を高めるなど、適正な事務処理に向けて取り組んだところである。 今後は、各担当内での確認を徹底、管理職が最終確認を行うことで、

		チェック体制の形骸化を防止し、適正な事務執行に努める。
	< 東部県土整備局 徳島庁舎 > 委託契約において、仕様書で求める業務を一部実施できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案に係る業務は、庁舎の清掃委託業務の一環として行われる遊離残留塩素測定である。当該検査は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」に基づき、7 日以内に 1 回の定期検査を行うことが義務付けられている。通常は毎週水曜日に実施していたが、閉庁日と重なった場合に実施できていなかった。これは現場作業員の認識不足と県担当者の確認不足によるものである。 今回の指摘を受け、令和 6 年度の委託事業者とは、実施予定日（毎週水曜日）が閉庁日である場合、その日の前後どちらかに実施することを確認した。なお、監査対象年度に同様の誤りは確認できなかった。 今後は、実施予定日が閉庁日の場合、その前日までに作業の実施計画を委託事業者を確認するとともに、委託業務完了報告書の受理時にはその内容について担当内でダブルチェックを行い、報告内容と委託契約書の指示内容に相違がないかの確認を徹底する。
	< 中央病院 > 委託契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、令和 5 年 5 月に運用開始となった ER 棟(南館)の清掃業務について、当時、本館の施設管理業務(清掃業務、警備業務)を行っていた共同企業体の構成事業者（株式会社徳島四国ダイケン）と随意契約により、委託契約を締結したものである。 ER 棟の清掃業務が、本館と別の事業者では実施できない業務であるかという検討が不十分なまま、本館の清掃業務を受託している事業者と随意契約を行ったものであり、今後適正な契約事務が執行できるよう、担当内全職員で今回の事案の情報共有をするとともに、どのような場合に随意契約によることができるかということを再確認した。 なお、令和 6 年度からの施設管理業務（清掃業務、警備業務）は、本館、ER 棟を含めた契約内容で、競争入札を実施している（令和 6 年度から 3 年の長期継続契約）。 また、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。今後は、組織的な確認を徹底し、適正な事務執行に努める。
(5) 収入で未収となっているもの	< 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 > 県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。	1 収入未済額の状況 令和 5 年度の「県税」の収入未済額は、464,065,444 円であった。税目別では、市町村が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の 77.8%、自動車税が 9.0%と、この 2 税目で県税収入未済額全体の 86.8%を占める状況であった。

	県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>464,065,444 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>492,253,523 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>28,188,079 円</td></tr></table> 税外収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>10,010,552 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>22,658,012 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>12,647,460 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	464,065,444 円	令和 4 年度決算額	492,253,523 円	増減額	28,188,079 円	令和 5 年度決算額	10,010,552 円	令和 4 年度決算額	22,658,012 円	増減額	12,647,460 円	〔参考〕 「個人県民税」の収入未済額 361,041,973 円 (対前年度増減 1,910,006 円) 「自動車税」の収入未済額 41,735,112 円 (対前年度増減 976,570 円) また、「税外収入」の収入未済額は、10,010,552 円であり、重加算金が 99.3%を占める状況であった。 2 講じた措置 滞納となった県税等については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。 (1) 個人県民税の徴収対策 収入未済額の約 8 割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町村の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と 9 市町（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、藍住町及び板野町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施している。 特に税収規模の大きい徳島市との相互併任においては、滞納者宅の搜索・差押えを重点的に行うなど厳しい姿勢で臨んでおり、その取組の一環として、昨年度に引き続き「令和 6 年度徳島県市町村合同公売会」（出品団体：徳島県・徳島市・小松島市・吉野川市・阿波市・藍住町）を令和 6 年 11 月に開催し、搜索により差し押さえた物品を売却して未納の徴収金に充てた。 なお、「相互併任制度(市町村派遣)」と「地方税法第 739 条の 5 による県への徴取引継」の併用及び令和元年度からの「特別徴収義務者の一斉指定(全市町村)」により更なる徴収強化を図っている。 さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11 月から 12 月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町村との「共同催告」や「県への徴取引継予告」による納税推進、差押え等の滞納処分を、市町村と連携し集中的に実施した。 (2) 個人県民税以外の税目の徴収対策 自動車税をはじめとするその他の税目及び税外収入については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。 また、7 月から 9 月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進捗管理を行っている。
令和 5 年度決算額	464,065,444 円													
令和 4 年度決算額	492,253,523 円													
増減額	28,188,079 円													
令和 5 年度決算額	10,010,552 円													
令和 4 年度決算額	22,658,012 円													
増減額	12,647,460 円													

		3 今後の対応 今後とも、納期内納付向上のための広報及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町村との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>464,065,444 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>117,876,284 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>31,373,375 円</td></tr><tr><td>令和6年11月30日現在の収入未済額</td><td>335,101,416 円</td></tr></table> 税外収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>10,010,552 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>1,008,535 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和6年11月30日現在の収入未済額</td><td>9,002,017 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	464,065,444 円	収入済額	117,876,284 円	不納欠損額	31,373,375 円	令和6年11月30日現在の収入未済額	335,101,416 円	令和5年度決算額	10,010,552 円	収入済額	1,008,535 円	不納欠損額	0 円	令和6年11月30日現在の収入未済額	9,002,017 円
令和5年度決算額	464,065,444 円																	
収入済額	117,876,284 円																	
不納欠損額	31,373,375 円																	
令和6年11月30日現在の収入未済額	335,101,416 円																	
令和5年度決算額	10,010,552 円																	
収入済額	1,008,535 円																	
不納欠損額	0 円																	
令和6年11月30日現在の収入未済額	9,002,017 円																	
< 労働雇用政策課 > 雑入(徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金)の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 雑入(徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金)の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>7,552,557 円</td></tr><tr><td>令和4年度決算額</td><td>7,696,557 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>144,000 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	7,552,557 円	令和4年度決算額	7,696,557 円	増減額	144,000 円	当該貸付金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。 この組合は、毎月12,000 円の返済を確約していたが、平成29年9月返済分から、組合員の減少による財政悪化を理由に毎月10,000 円の返済となっていた。 このため、平成30年7月に、確約どおりの月12,000 円の弁済等を求める通知文を手交するとともに、機会あるごとに納付を催告した結果、平成30年11月分から、再び月12,000 円の返済が行われているところである。 また、令和6年7月に組合の事務所を訪問し、一括返済や返済額の増額等についても引き続き催告を行ったところである。 今後とも、一括返済や返済額の増額を求め、早期の完済に向けた取組を継続する。											
令和5年度決算額	7,552,557 円																	
令和4年度決算額	7,696,557 円																	
増減額	144,000 円																	

	雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和５年度決算額</td><td>7,552,557 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>96,000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和６年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>7,456,557 円</td></tr></table>	令和５年度決算額	7,552,557 円	収入済額	96,000 円	不納欠損額	0 円	令和６年 11 月 30 日現在の収入未済額	7,456,557 円						
令和５年度決算額	7,552,557 円														
収入済額	96,000 円														
不納欠損額	0 円														
令和６年 11 月 30 日現在の収入未済額	7,456,557 円														
< 中央こども女性相談センター > 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和５年度決算額</td><td>19,111,925 円</td></tr><tr><td>令和４年度決算額</td><td>15,913,385 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>3,198,540 円</td></tr></table>	令和５年度決算額	19,111,925 円	令和４年度決算額	15,913,385 円	増減額	3,198,540 円	未納の当該負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、家庭相談員が文書や電話による督促、戸別訪問による納入指導、滞納者及び児童の新規入所時における保護者への制度の趣旨の十分な説明、生活困窮者への分割納付等個々のケースに応じた納付指導を行い、収入確保に努めた。 また、令和６年 11 月に未収金対策会議を開催し、未収が続くおそれのある「現在入所中」の児童の保護者に重点を置いた徴収困難ケースを中心に担当者と世帯状況の確認や今後の対応について協議し、個別対応を行った。 今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活状況等の把握に努め、分割納付などの適切な償還指導や相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和５年度決算額</td><td>19,111,925 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>1,343,665 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和６年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>17,768,260 円</td></tr></table>	令和５年度決算額	19,111,925 円	収入済額	1,343,665 円	不納欠損額	0 円	令和６年 11 月 30 日現在の収入未済額	17,768,260 円
令和５年度決算額	19,111,925 円														
令和４年度決算額	15,913,385 円														
増減額	3,198,540 円														
令和５年度決算額	19,111,925 円														
収入済額	1,343,665 円														
不納欠損額	0 円														
令和６年 11 月 30 日現在の収入未済額	17,768,260 円														
< 医療政策課 > 返納金（看護師等修学資金返還金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。	返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、個別の償還指導等を行い、債務者の生活や資力状況に応じた償還計画により債権回収に取り組んでいるが、経済的な事情等から償還が滞っている債権については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めている。 令和６年度においては、文書による納入依頼のほか、11 月に債務者の自宅を訪問し、現年調定分について、納入の再開に至ったケースがあっ														

	返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>4,439,000 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>4,067,950 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>371,050 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	4,439,000 円	令和 4 年度決算額	4,067,950 円	増減額	371,050 円	たことから、引き続き定期的な納入依頼を実施する。また、本年度卒業予定の貸与者が所属する県内養成所を訪問し、詳細な資料を示しながら、返還が必要になるケースについて具体的な説明を行い、未収金発生の未然防止に努めている。 その結果、現時点での収入済額は前年同時期を上回っており、また、2 名について返還が終了し、債務者数も減少している。 今後とも、継続的に償還がなされるよう、電話・自宅訪問による状況調査や納入依頼を行うなど、一層の債権回収に努めるとともに、新規貸与に当たっては、返還免除の条件を満たさない場合の返還義務について、貸与者及び連帯保証人への周知を徹底し、収入確保に努める。 また、現年度債務者が納期限を過ぎても入金しない場合には、速やかに文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、個人の状況に応じてきめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に取り組む。 返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>4,439,000 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>144,000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>4,295,000 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	4,439,000 円	収入済額	144,000 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,295,000 円
令和 5 年度決算額	4,439,000 円															
令和 4 年度決算額	4,067,950 円															
増減額	371,050 円															
令和 5 年度決算額	4,439,000 円															
収入済額	144,000 円															
不納欠損額	0 円															
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,295,000 円															
	< 障がい者相談支援センター > 心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>2,957,330 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>3,325,930 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>368,600 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	2,957,330 円	令和 4 年度決算額	3,325,930 円	増減額	368,600 円	未納の掛金については、「徳島県心身障害者扶養共済制度未収金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、経済的な事情からやむを得ず未納の掛金が発生した債務者（障がい者の保護者）の状況把握に努めるとともに、債務者の経済状況等に応じた個別の対応により収入確保に努めた。 1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組 (1) 定期的な収納状況の確認の継続により、納付遅延等の兆しが感知された場合には、加入者に早期に連絡を取り状況把握を行うとともに、個別の経済状況等を踏まえ対応に努めた。現年分掛金支払中の者には、定期納付を促すことで収入未済の発生防止に努めた。 (2) 新規加入希望者には、「重要事項説明書」を用いて本制度の仕組み・支給要件・脱退時の取扱いなどを説明し、十分な理解が得られるよう努めた。 (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用による状況把握を行い、債権管理に努めた。								
令和 5 年度決算額	2,957,330 円															
令和 4 年度決算額	3,325,930 円															
増減額	368,600 円															

	2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組 (1) 未収金ケース検討会(当センタ・障がい福祉課)を令和6年7月2日に開催し、情報の共有及び方針決定を行った。「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金等取扱要領」に基づき、継続的・計画的に未収金徴収に努めた。 (2) 督促文書は老齢年金等の年金支給月に合わせて隔月で送付し、各債務者の近況に合わせた手書きの手紙を添えることにより、定期納付を促した。また、注意喚起のため黄色い封筒を用いて納付書を同封するなど、送付方法も工夫した。 (3) 滞納期間や滞納額・生活状況等により掛金納付計画書の提出を求め、継続納付を促し、速やかに納入することが困難なものについては、ワンコインを含む少額納付を認めるなど、債権管理を行った。 3 今後の取組 引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、滞納者の現況を十分に把握する中で、滞納者個々のケースに応じた対応を行い、粘り強く交渉を重ねることにより、収入の確保に努めて参る。 心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>2,957,330 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>183,200 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和6年11月30日現在の収入未済額</td><td>2,774,130 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	2,957,330 円	収入済額	183,200 円	不納欠損額	0 円	令和6年11月30日現在の収入未済額	2,774,130 円
令和5年度決算額	2,957,330 円								
収入済額	183,200 円								
不納欠損額	0 円								
令和6年11月30日現在の収入未済額	2,774,130 円								
< 東部保健福祉局 徳島庁舎 > 返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>4,192,970 円</td></tr><tr><td>令和4年度決算額</td><td>4,264,970 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>72,000 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	4,192,970 円	令和4年度決算額	4,264,970 円	増減額	72,000 円	1 返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携し、文書や電話での督促、戸別訪問(随時)による未収金回収に取り組むとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行った。 さらに、町村と連携し、定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生の未然防止と早期発見に努めた。 今後とも、関係町村と連携し、債務者への就労支援をはじめ、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導等を行うとともに、受給者に対し、資格喪失や対象児童数の減等の届出を確実に行うよう周知・指導することにより、返納金発生の未然防止に努める。		
令和5年度決算額	4,192,970 円								
令和4年度決算額	4,264,970 円								
増減額	72,000 円								

	返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況	
	令和 5 年度決算額	156,387,106 円
	令和 4 年度決算額	156,029,049 円
	増減額	358,057 円
	母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況	
	令和 5 年度決算額	119,721,375 円
	令和 4 年度決算額	128,235,969 円
	増減額	8,514,594 円
	寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況	
	令和 5 年度決算額	10,433,034 円
令和 4 年度決算額	10,804,940 円	
増減額	371,906 円	

	返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況	
	令和 5 年度決算額	4,192,970 円
	収入済額	93,000 円
	不納欠損額	0 円
	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,099,970 円
	2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況	
	生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促（催告）状の送付や電話、訪問等により未収金の回収に取り組むとともに、債権管理台帳に基づいた適切な債権管理を行うほか、組織としての情報共有を図った。	
	さらに、債務者が低所得の状態にあることから、一度返納金が発生すると回収が困難になる状況を踏まえ、保護開始時から制度の趣旨及び適正な収入申告義務に係る説明を徹底し、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるほか、保護継続世帯に対しては、「申告義務のしおり」を活用し、定期的に収入申告義務に係る留意を求めることで、収入状況の適切な把握と返納金の発生防止に向けた取組を推進した。	
	また、重点的な取組として、保護費との相殺が可能な返納金については、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。	
	なお、毎年 1 月 15 日から 3 月 15 日を「未収金回収強化期間」とし、地区担当者が 2 名 1 組となって債務者宅への訪問による督促を実施しているところである。	
今後とも、管内町村、民生委員等関係者と連携し、債務者の生活状況の把握に努めるとともに、継続的な督促による未収金の回収と新たな返納金の発生防止への取組を進める。		
返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況		
令和 5 年度決算額	156,387,106 円	
収入済額	5,086,032 円	
不納欠損額	0 円	
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	151,301,074 円	
3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況		
貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、訪問や電話、文書による償還指導を行った。滞納者		

		に対しては、7月に督促状及び催告状、9月に連帯保証人に対する督促状を送付し、滞納金額の通知や期日を指定した納入の督促を行った。償還開始後間もなく未納となった者には、速やかに連絡を取り、早期の収納に努め、新たな未収金が発生しないよう指導を強化した。加えて、8月と2月に「貸付金償還指導強化週間」を設定し、夜間電話による督促を重点的に行い未収金の収納や債務者の状況把握に取り組んだ。一部の長期滞納者については、債権の収納をサービサー（債権回収会社）に委託した。 未収金発生未然防止対策として、貸付申請受付時に、担当者と母子・父子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や借受人・連帯保証人の責務等の説明を徹底するとともに、適正な償還を意識付けるよう指導を行った。 また、償還が開始される6か月前に、借受人の連絡先や現状の確認を行うとともに、1か月前には償還開始の通知を徹底するほか、口座振替による償還が確実となるよう引落口座を確認するなど、円滑な償還が開始されるよう取り組んだ。残高不足等により口座引落ができなかった者については、口座再振替制度の利用を積極的に勧めることで、より確実な収納を図った。 なお、令和4年4月から、それまで限られた銀行窓口でのみ可能であった納付書での納付（償還）が、全国のゆうちょ銀行、全国の主要なコンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済アプリなどでの納付が可能となり、債務者の納付時の利便性が向上している。 今後とも、市町村と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図り、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子・父子自立支援員による各種相談や就労による自立支援に取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し、個々の状況に応じて様々な収納方法を検討し計画的な償還を促すなど、引き続き未収金の縮減に努める。 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>119,721,375 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>7,018,004 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和6年11月30日現在の収入未済額</td><td>112,703,371 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	119,721,375 円	収入済額	7,018,004 円	不納欠損額	0 円	令和6年11月30日現在の収入未済額	112,703,371 円
令和5年度決算額	119,721,375 円									
収入済額	7,018,004 円									
不納欠損額	0 円									
令和6年11月30日現在の収入未済額	112,703,371 円									

		寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>10,433,034 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>441,906 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>9,991,128 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	10,433,034 円	収入済額	441,906 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	9,991,128 円					
令和 5 年度決算額	10,433,034 円														
収入済額	441,906 円														
不納欠損額	0 円														
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	9,991,128 円														
< 経済産業政策課 > 雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>4,974,191 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>5,904,191 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>930,000 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	4,974,191 円	令和 4 年度決算額	5,904,191 円	増減額	930,000 円	返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、債務者である県内事業者に対し、文書や面談等により、未収金償還の督促・交渉を行った。 債務者は、コロナ禍により経営が厳しく、一括返納が困難な状況にあるため、令和 4 年 7 月に分割による返納計画を策定し、令和 4 年 8 月から、計画に応じた分納を実施している状況である。 今後も、返納計画に基づき、着実に返納されるよう、適切に督促するとともに、必要に応じて財産状況の調査にも協力を求め、早期の全額返納に努める。 雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>4,974,191 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>840,000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>4,134,191 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	4,974,191 円	収入済額	840,000 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,134,191 円
令和 5 年度決算額	4,974,191 円														
令和 4 年度決算額	5,904,191 円														
増減額	930,000 円														
令和 5 年度決算額	4,974,191 円														
収入済額	840,000 円														
不納欠損額	0 円														
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,134,191 円														
< 企業支援課 > 中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1,185,777,583 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>1,195,120,017 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>9,342,434 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1,185,777,583 円	令和 4 年度決算額	1,195,120,017 円	増減額	9,342,434 円	当該貸付金については、「新・徳島県債権管理基本方針」、「徳島県中小企業高度化資金等債権管理マニュアル」に基づき、債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）の状況を遅滞なく把握するとともに、償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。 また、こうした取組をより効果的に行うため、徳島県未収金対策委員会や関連部会、各都道府県との合同研修等を通じて、庁内他部局や他自治体との債権回収手法等の情報共有、担当職員の知識・スキルの向上に努めている。								
令和 5 年度決算額	1,185,777,583 円														
令和 4 年度決算額	1,195,120,017 円														
増減額	9,342,434 円														

	さらに、長期償還中断先や、支払能力があるにもかかわらず滞納している債務者等については、サービサー（債権回収会社）や弁護士といった専門家を最大限活用することで督促・回収を強化するとともに、法的措置を含めた積極的な債権回収を実施する等、適切な債権管理事務を行うことで、未収金の削減を進めてきたところである。 今後とも、債権管理業務を効果的・効率的に遂行していき、未収金対策に万全の措置を講じる。 中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1,185,777,583 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>1,353,000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>1,184,424,583 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1,185,777,583 円	収入済額	1,353,000 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	1,184,424,583 円												
令和 5 年度決算額	1,185,777,583 円																				
収入済額	1,353,000 円																				
不納欠損額	0 円																				
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	1,184,424,583 円																				
< 農林水産政策課 > 農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>13,275,216 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>13,525,216 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>250,000 円</td></tr></table> 林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>4,367,402 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>4,482,402 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>115,000 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	13,275,216 円	令和 4 年度決算額	13,525,216 円	増減額	250,000 円	令和 5 年度決算額	4,367,402 円	令和 4 年度決算額	4,482,402 円	増減額	115,000 円	貸付金債権の保全と回収を図るため、徳島県未収金対策委員会における取組方針に基づき、職員間での回収状況の共有等による債権回収策の検討を行い、債務者等の経済状況の実態を把握しながら、電話や面談等による督促を行った。 今後とも、収入未済額については、債務者や連帯保証人への電話や面談等を行うとともに、未収金の削減を促進するため、償還計画の見直しを指導するなど、債務者に対して強力に支払請求を行い、一層の収入確保に努める。また、返済状況を踏まえ、未収金が削減されない場合には、必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど、未収金対策に万全の措置を講じてまいる。 農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>13,275,216 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>60,000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>13,215,216 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	13,275,216 円	収入済額	60,000 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	13,215,216 円
令和 5 年度決算額	13,275,216 円																				
令和 4 年度決算額	13,525,216 円																				
増減額	250,000 円																				
令和 5 年度決算額	4,367,402 円																				
令和 4 年度決算額	4,482,402 円																				
増減額	115,000 円																				
令和 5 年度決算額	13,275,216 円																				
収入済額	60,000 円																				
不納欠損額	0 円																				
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	13,215,216 円																				

		林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>4,367,402 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>40,000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>4,327,402 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	4,367,402 円	収入済額	40,000 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,327,402 円					
令和 5 年度決算額	4,367,402 円														
収入済額	40,000 円														
不納欠損額	0 円														
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,327,402 円														
< 用地対策課 > 特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>532,777,428 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>533,377,428 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>600,000 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	532,777,428 円	令和 4 年度決算額	533,377,428 円	増減額	600,000 円	債務者に対し、会社訪問や面談等を通じて、未収金償還の督促・交渉を行った。債務者からは、新型コロナウイルス感染症の影響により経営体力が低下したところに、原材料費や燃料費の高騰が追い打ちをかけ、厳しい経営状況にあると伝えられたが、回収に努めた結果、これまでに 30,000 円の償還があった。 今後とも、継続的な償還がなされるよう、引き続き、強力に督促・交渉を重ね、粘り強く回収に努める。 特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>532,777,428 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>532,747,428 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	532,777,428 円	収入済額	30,000 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	532,747,428 円
令和 5 年度決算額	532,777,428 円														
令和 4 年度決算額	533,377,428 円														
増減額	600,000 円														
令和 5 年度決算額	532,777,428 円														
収入済額	30,000 円														
不納欠損額	0 円														
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	532,747,428 円														
< 住宅課 > 住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 住宅使用料の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>162,885,958 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>129,098,321 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>33,787,637 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	162,885,958 円	令和 4 年度決算額	129,098,321 円	増減額	33,787,637 円	1 講じた措置 (1) 滞納初期段階での取組の強化 滞納額が高額になるほど、滞納者は支払が困難となり、結果的に滞納期間が長引く傾向にあるため、令和 3 年 2 月に改正した「徳島県営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱」に基づき、滞納初期段階での取組を強化し、滞納 1 か月での電話・文書による督促、滞納 2 か月での訪問納付指導、滞納 3 か月での文書催告、滞納 4 か月での呼出し指導、滞納 5 か月での再度の文書催告を徹底して実施し、新たな滞納の発生を抑制した。 (2) 高額滞納者に対する指導 家賃を支払う意識の低い入居者や納付指導に従わない悪質な高額滞納者に対して、連帯保証人を含め、納付指導を実施している。 令和 3 年 2 月以降の新規入居者に対しては、原則として、滞納 6 か								
令和 5 年度決算額	162,885,958 円														
令和 4 年度決算額	129,098,321 円														
増減額	33,787,637 円														

	雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金)の収入未済額の状況	
	令和5年度決算額	24,440,028 円
	令和4年度決算額	26,048,021 円
	増減額	1,607,993 円
	敷金収入の収入未済額の状況	
	令和5年度決算額	1,096,800 円
	令和4年度決算額	1,042,500 円
	増減額	54,300 円
	月で公営住宅法に基づく明渡請求を行い、それにも従わない場合、家賃の支払及び明渡しを求める提訴を行うこととしている。	
	既存の入居者に対しては、順次、明渡請求を行うこととしており、令和6年11月末までに高額滞納者60名に指導を行った結果、30名が分納誓約、13名が退去、8名が滞納解消、継続して指導を行っているものが9名となっている。	

(3) 弁護士との連携強化
滞納事例には、自己破産・服役・行方不明・不正入居等様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。
(4) 福祉関係機関との連携
滞納者の状況(収入、年齢、障がいの有無、家族構成など)を分析し、「支払が困難な滞納者」に対しては、個別の事情に応じて、社会福祉協議会の窓口を紹介したり、各種の支援制度や生活保護制度を案内している。

2 今後の対応
県営住宅を退去後一定期間が経過した債権は、事実上回収が困難であるとして、令和2年度から消滅時効の経過をもって債権放棄の議案提出を行い、不納欠損処分を実施しており、今後も同様の方針で対応していく。
また、新たな滞納の発生を防止する観点から、滞納が積みあがる前の早期の訪問督促や特別な事情がある方を対象とした家賃減額などの取組を進めつつ、明渡請求を前提とした滞納防止の取組を強化することで、より確実性の高い滞納対策にしっかりと取り組んでいく。

住宅使用料の収入未済額の状況	
令和5年度決算額	162,885,958 円
収入済額	8,903,090 円
不納欠損額	0 円
令和6年11月30日現在の収入未済額	153,982,868 円

雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金)の収入未済額の状況	
令和5年度決算額	24,440,028 円
収入済額	0 円
不納欠損額	0 円
令和6年11月30日現在の収入未済額	24,440,028 円

		敷金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1,096,800 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>1,096,800 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1,096,800 円	収入済額	0 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	1,096,800 円					
令和 5 年度決算額	1,096,800 円														
収入済額	0 円														
不納欠損額	0 円														
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	1,096,800 円														
< 東部県土整備局 徳島庁舎 > 港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 港湾施設使用料の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>4,025,740 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>4,025,740 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>0 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	4,025,740 円	令和 4 年度決算額	4,025,740 円	増減額	0 円	当該収入未済は、平成 18 年度から平成 21 年度までの野積場占用料が未収となっているものである。 対象法人は、現在休眠状態であり、県が差し押さえている倉庫及び動産以外に処分可能な財産は確認されていない。 平成 26 年 1 月に倉庫の公売を実施したが、落札者から公売代金の入金がなく、不成立となっている。その際の公売保証金 200,000 円については滞納処分費（建物鑑定料）及び収入未済に充当している。 その後も、平成 30 年 3 月に倉庫内部の動産を差し押さえし、倉庫及び動産を一体として同年 12 月に公売を実施したが、応札者はなく不成立となっている。 令和 6 年度において、差し押さえている倉庫及び動産について換価価値の再検討に併せて、対象法人の預金・生命保険の再調査を行い、執行停止や不納欠損も視野に入れた処理方針の検討を進める。 また、新たな収入未済の発生を防ぐため、指定納期限までに納付されない案件が発生した場合は、早期に督促を行い納付を促し、必要に応じて差押えを実施するなど厳格な滞納処分を行う。 港湾施設使用料の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>4,025,740 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>4,025,740 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	4,025,740 円	収入済額	0 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,025,740 円
令和 5 年度決算額	4,025,740 円														
令和 4 年度決算額	4,025,740 円														
増減額	0 円														
令和 5 年度決算額	4,025,740 円														
収入済額	0 円														
不納欠損額	0 円														
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,025,740 円														
< 教育委員会事務局人権教育課 > 教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。	当該貸付金の回収については、「新・徳島県債権管理基本方針」や「徳島県地域改善対策奨学金等貸付金債権管理マニュアル」に基づき、滞納者に対する督促状の送付や電話による納付指導を行ったほか、債務者と														

	教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>281,865,633 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>285,208,753 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>3,343,120 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	281,865,633 円	令和 4 年度決算額	285,208,753 円	増減額	3,343,120 円	の面談機会を増やすため、開設時間の工夫等も図りながら、隣保館など県内延べ 12 箇所で開催窓口を開設し対応した。 また、各債務者に対し、返還状況を詳細に説明し、より具体的な返還指導の実施や戸別訪問を行うなど、課員全員体制で歳入確保に取り組んだ。 さらに、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、令和 6 年度においても、「奨学金返還のしおり」について、わかりやすい内容で作成し、債務者に対して広く制度の周知を図ることで、新たな収入未済の発生防止に努めた。 今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活の状況等を勘案しながら、分割納入など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。 教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>281,865,633 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>3,930,465 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>277,935,168 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	281,865,633 円	収入済額	3,930,465 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	277,935,168 円
令和 5 年度決算額	281,865,633 円															
令和 4 年度決算額	285,208,753 円															
増減額	3,343,120 円															
令和 5 年度決算額	281,865,633 円															
収入済額	3,930,465 円															
不納欠損額	0 円															
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	277,935,168 円															
	< 教育委員会事務局生涯学習課 > 奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>82,760,126 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>88,262,109 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>5,501,983 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	82,760,126 円	令和 4 年度決算額	88,262,109 円	増減額	5,501,983 円	徳島県奨学金貸付金の未収金については、「徳島県奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、「未収金削減強化月間」を 3 か月間設定し、「奨学金未収金対策チーム」を中心に、積極的な返還指導及び督促を行うほか、弁護士法人に債権回収業務の一部を委託するなど、多角的かつ重層的な取組を行っている。 1 長期滞納者に対する重点的な督促 要綱等に基づき、1 月に督促状の送付を行い、指定期限を経過しても返還等を行わない者に対しては、2 月に催告状を送付した。 また、対象者のうち、一括返還が困難な者については、返還計画書を提出させ分割返還を認めており、分納承認者についてはおおむね計画どおりの返還が継続している。 2 所在不明者の住所の把握 所在が不明の場合は、架電及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用することに加えて住民票等の請求を行った。 3 新規返還開始者に対する返還開始案内及び返還指導 早期の未収金の発生を防ぐため、文書に加え架電でも返還開始を案内し、対象者には返還猶予制度の説明を行った。								
令和 5 年度決算額	82,760,126 円															
令和 4 年度決算額	88,262,109 円															
増減額	5,501,983 円															

	また、滞納の常態化を防ぐため、初回返還が未納となった者に対して、速やかに架電による督促及び返還指導を実施した。 4 個々の状況に応じた細やかな返還指導 奨学生等が滞納状態に陥るのは、ある程度やむを得ない理由がある場合が多いことから、返還猶予制度や返還每期額の減額等を説明するなど、細やかな返還指導に努めた。 5 サービス等の活用 返還が極めて困難な者に配慮した上で、令和3年5月から長期滞納者に対する債権回収業務を長期継続契約によりサービス等へ委託した。 今後も引き続き、効果的な取組を行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の縮減に努める。 奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>82,760,126 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>9,705,144 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和6年11月30日現在の収入未済額</td><td>73,054,982 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	82,760,126 円	収入済額	9,705,144 円	不納欠損額	0 円	令和6年11月30日現在の収入未済額	73,054,982 円
令和5年度決算額	82,760,126 円								
収入済額	9,705,144 円								
不納欠損額	0 円								
令和6年11月30日現在の収入未済額	73,054,982 円								
< 中央病院 > 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額に係る 令和6年5月末残額</td><td>130,714,596 円</td></tr><tr><td>令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額</td><td>130,203,335 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>511,261 円</td></tr></table>	令和5年度決算額に係る 令和6年5月末残額	130,714,596 円	令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額	130,203,335 円	増減額	511,261 円	未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期回収に努めている。 長期滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対し、法的措置として「支払督促」を実施しており、令和6年度には、11月までに17,000 円を回収した。 さらに、平成29年度からは、回収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、未収金の収入促進に向けて取組を強化している。その結果、令和6年度には、11月末までに1,729,651 円を回収した。 また、24時間会計の実施やクレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高めるとともに、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。 今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努める。		
令和5年度決算額に係る 令和6年5月末残額	130,714,596 円								
令和4年度決算額に係る 令和5年5月末残額	130,203,335 円								
増減額	511,261 円								

		医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額</td><td>130,714,596 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>7,022,755 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>123,691,841 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額	130,714,596 円	収入済額	7,022,755 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	123,691,841 円					
令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額	130,714,596 円														
収入済額	7,022,755 円														
不納欠損額	0 円														
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	123,691,841 円														
< 三好病院 > 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額</td><td>26,114,083 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額に係る 令和 5 年 5 月末残額</td><td>28,117,532 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>2,003,449 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額	26,114,083 円	令和 4 年度決算額に係る 令和 5 年 5 月末残額	28,117,532 円	増減額	2,003,449 円	未収金の回収については「徳島県病院事業滞納未収金管理要綱」に基づいて処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、未納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明するなど、早期回収に努めている。 長期未納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対して、法的措置による「支払督促」の申し立てを行っており、令和 5 年度末までに 38 名に実施し、令和 6 年度には、11 月 30 日までに、2 名から 29,087 円を回収した。 さらに、平成 29 年度から回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、令和 6 年度には、11 月 30 日までに 611,475 円を回収した。 また、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高め、未収金発生の防止に努めている。 今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努める。 医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額</td><td>26,114,083 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>1,279,792 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額</td><td>24,834,291 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額	26,114,083 円	収入済額	1,279,792 円	不納欠損額	0 円	令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	24,834,291 円
令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額	26,114,083 円														
令和 4 年度決算額に係る 令和 5 年 5 月末残額	28,117,532 円														
増減額	2,003,449 円														
令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額	26,114,083 円														
収入済額	1,279,792 円														
不納欠損額	0 円														
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	24,834,291 円														

< 海部病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額	5,619,582 円
令和 4 年度決算額に係る 令和 5 年 5 月末残額	6,371,992 円
増減額	752,410 円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により、早期回収に努めている。

さらに、平成 29 年度から、回収が困難である未収金の回収業務については、弁護士法人へ委託して取組を強化しており、令和 6 年度には、11 月 30 日までに 361,670 円を回収した。

また、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済や出産育児一時金等の直接支払制度の活用等により患者の利便性を高め、新たな未収金発生の防止に努めている。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については、継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努める。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和 5 年度決算額に係る 令和 6 年 5 月末残額	5,619,582 円
収入済額	736,620 円
不納欠損額	0 円
令和 6 年 11 月 30 日現在の収入未済額	4,882,962 円